岩手県監査委員告示第17号

監査結果の公表(平成24年岩手県監査委員告示第35号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

岩手県監査委員 髙 橋 元 岩手県監査委員 佐々木 大 和 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監查対象機関名 県南広域振興局県税部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年7月10日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月22日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

	T
留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給す	支給すべき金額より多く支給していた特殊勤務手当及び
べき金額より多く支給しているものが1件、39,484円あっ	超過勤務手当については、平成24年8月24日に返納処理を
たので、適正な事務の執行に努められたい。	完了した。
	今後は、年度当初に手当支給対象者の基本情報の確認を
	徹底するとともに、毎月の勤務実績報告書についても担当
	内で相互確認を行い、再発防止に努めることとした。

- 2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局県税部一関県税センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年7月4日及び同月5日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月22日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給す	支給すべき金額より多く支給していた特殊勤務手当及び
べき金額より多く支給しているものが1件、93,989円あっ	超過勤務手当については、平成24年9月3日に返納処理を
たので、適正な事務の執行に努められたい。	完了した。
	今後は、年度当初に手当支給対象者の基本情報の確認を
	徹底するとともに、毎月の勤務実績報告書についても担当
	内で相互確認を行い、再発防止に努めることとした。

- 3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局林務部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年7月3日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月21日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金の支出に当たり、補助事業完了確認後著しく遅れ	補助金の支出については、事業ごとに部内共有の進捗管
て支出しているものが12件、24,084,000円あったので、適	理表を作成して、職員が相互にチェックできる取組を進め
正な事務の執行に努められたい。	、再発防止に努めることとした。

- 4(1) 監查対象機関名 沿岸広域振興局水産部
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成24年7月3日
 - イ 本監査実施日 平成24年8月7日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支	支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費につい
給しているものが1件、57,638円あったので、適正な事務	ては、平成24年8月10日に追給処理を完了した。
の執行に努められたい。	今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める
	こととした。